**横浜市寿生活館**

**指定管理者公募要項**

**令和２年３月**

**横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課　援護対策担当**

**１　指定管理者制度の趣旨**

　多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年６月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

　このたび、令和３年４月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

**２　公募の概要**

（１）対象施設

ア　名称　　　　　横浜市寿生活館　　　以下「生活館」といいます。

イ　所在地　　　　横浜市中区寿町３丁目12番地２

ウ　目的　　　　　住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図る。

エ　建物の概要　　敷地面積 721㎡、建築面積 284㎡

３、４階部分　各　259㎡

構造　鉄筋コンクリート造　４階建

オ　開館年月日　　昭和40年６月

昭和47年６月（３、４階部分増設）

カ　施設内容　　　３階・女性･児童対象施設

（児童ホール、女性子ども室、児童図書室ほか）

４階・成人対象施設

（会議室、集会室、洗濯室、シャワー室、湯沸室、ほか）

※１階及び２階は指定管理者による運営の対象ではありません。

キ　開館時間等　　　火曜日から金曜日　午前８時45分から午後８時45分まで

日曜日及び土曜日　午前８時45分から午後５時まで

ただし市長が必要であると認める場合は変更することができます。

ク　休館日　　　　月曜日、休日及び年末年始(12月29日から１月３日まで)

（２）指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月31日（５年間）

（３）指定管理者の公募、選定及び指定(「５　公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市寿生活館の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市生活館条例（以下「条例」という。）第７条第１項に基づき設置される「横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会等」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

（４）問合せ先

横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課　援護対策担当

電話　045（671）2411　　Fax　045（664）0503

E-mail　[kf-entai@city.yokohama.jp](mailto:kf-entai@city.yokohama.jp)

**３　指定管理者が行う業務**

横浜市寿生活館施設条例第２条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください）

**４　横浜市寿生活館の概要**

（１）施設の設置目的

生活館は、「住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図るため」に設置される施設です。（横浜市寿生活館条例第１条）

（２）目的達成の手段

　上記の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りとなります。

ア　住居のないもの及び簡易宿泊所宿泊者等の生活の援護・相談

イ　寿町及び周辺地区の女性や児童、高齢者の生活の援護に関する事業

（３）実施事業（具体策）

ア　施設の運営に関する業務

（ア）生活館の建物全館の管理に関する業務（清掃、点検、小破修繕等）

生活館には、会議室、娯楽室等の福利厚生施設や、洗濯室、シャワー室、炊事場などの

生活環境改善施設、及びテレビ、洗濯機等の設備・備品を備えています。これらの施設を

利用者に提供するため、指定管理者は施設・設備の維持保全及び管理に関する業務を行い

ます。また、光熱水費については、２階入居施設（自治会館）との間で取り交わす覚書に

従い、支出及び自治会負担分の請求を行います。

（イ）女性・児童対象施設、成人対象施設の運営（利用調整等）

地区内に居住する女性や学童（幼児・小中学生）を対象に、児童ホール・女性子ども室・

児童図書室などの施設を備え、跳び箱、積み木、マット、スクリーン、卓球台などの運動用

具や、図書の提供を通して、地区内の女性・子どもが安全かつ安心して過ごすことができる

ような運営を提供します。

また、成人対象施設として、生活困窮者の生活相談や援護、健康相談や生活改善のための

支援を行うと共に、福利厚生の一環として、娯楽の提供や、住民同士の交流を図れるような

運営を行います。

（ウ）高齢者事業・文化事業の実施

高齢者を対象に生きがいの創出や仲間づくりを進めるため、参加対象者を考慮し、各種事

業の企画や実施を行います。事業は４種以上実施することとし、合計で月４回以上実施する

こととします。

（エ）その他必要な業務（寿生活館運営委員会）

生活館を効果的に運営・維持するため、地元委員（４名）・知識経験者（３名）・行政（２

名）の計９名で構成された寿生活館運営委員会を設置し、指定管理者が事務局を担い、代表

者が運営委員長を務め、運営委員会の意見を聞きながら生活館の管理運営にあたります。

イ　施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

（ア）建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の点検（関係法令に則った

法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を実施し、施設を適切に利用可能かどうか

を把握します。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横

浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

　また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべ

き修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

（イ）施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行

います。

（ウ）その他関係業務

生活館の施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、

施設の周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に

関する取組などを適宜実施します。

（４）職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア　職員配置

生活館の指定管理業務に従事する職員として、施設の開館時間に合わせ、必要な職員数を配置すること(常勤・非常勤の別は問いません)とします。職員の資格要件はありませんが、３階及び４階の管理運営業務の責任者１名を定めることとします。地域の特性に合わせ、効果的に維持運営していく上で、生活館の職員の採用・配置等については、寿生活館運営委員会と十分協議を行うこととします。

イ　指定管理料

生活館の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（４月１日から翌年３月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

ウ　賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、２年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ　修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等については、１件あたり60万円、年間合計180万円の範囲内（指定額）で、指定管理者が負担します。年間180万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

オ　利用者の実費負担について

生活館は利用料金制を採用しておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、印刷機、複写機等の使用にかかる印刷費・紙代等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

（５）リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| リスク  の種類 | リスクの内容 | 負担者 | | |
| 市 | 指定  管理者 | 分担  （協議） |
| 物価変動 | 収支計画に多大な影響を与えるもの | ○ |  |  |
| それ以外のもの |  | ○ |  |
| 賃金水準 | 賃金水準の上昇による人件費の増加 | ○ |  |  |
| 資金調達 | 資金調達不能による管理運営の中断等 |  | ○ |  |
| 金利上昇による資金調達費用の増加 |  | ○ |  |
| 法令等変更 | 管理運営に直接影響する法令等の変更 |  |  | ○ |
| 税制変更 | 消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更 |  |  | ○ |
| 法人税・法人住民税の税率等の変更 |  | ○ |  |
| 事業所税の税率等の変更 |  |  | ○ |
| それ以外で管理運営に影響するもの |  |  | ○ |
| 許認可等 | 市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの | ○ |  |  |
| 指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの |  | ○ |  |
| 管理運営内容の変更 | 市の政策による期間中の変更 | ○ |  |  |
| 指定管理者の発案による期間中の変更 |  |  | ○ |
| 組織再編行為等 | 指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1 |  | ○ |  |
| 市会議決 | 指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期 |  | ○ |  |
| 需要変動 | 大規模な外的要因による需要変動 |  |  | ○ |
| それ以外のもの |  | ○ |  |
| 管理運営の中断・中止 | 市に帰責事由があるもの | ○ |  |  |
| 指定管理者に帰責事由があるもの |  | ○ |  |
| それ以外のもの |  |  | ○ |
| 施設等の  損傷、修繕等 | 指定管理者に帰責事由があるもの |  | ○ |  |
| 指定管理者が設置した設備・備品 |  | ○ |  |
| それ以外のもの  （負担限度付き  上段：一件あたり、下段：年間合計） |  | 60万円 |  |
|  | 180万円 |  |
| 利用者等への損害賠償 | 市に帰責事由があるもの | ○ |  |  |
| 指定管理者に帰責事由があるもの |  | ○ |  |
| 市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの |  |  | ○ |
| 公募要項等 | 公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの | ○ |  |  |
| 不可抗力※2 | 不可抗力による建物・設備の復旧費用 | ○ |  |  |
| 不可抗力による管理運営の中断 |  |  | ○ |

※1　①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用

　　 ②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2　不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等

（６）業務実施上の留意事項

ア　関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

　＜主な関連法令＞

(ｱ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(ｲ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(ｳ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

(ｴ) 横浜市寿生活館条例（昭和40年６月条例第33号）

(ｵ) 横浜市寿生活館条例施行規則（昭和40年７月規則第61号）

(ｶ) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ｷ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年２月条例第６号）

(ｸ) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）

(ｹ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）

(ｺ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）

(ｻ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

(ｼ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

イ　業務の基準・評価について

**（ア）事業計画書・事業報告書等の提出**

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

**（イ）自己評価の実施**

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年１回以上、自己評価を実施することとします。

**（ウ）第三者評価の実施**

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

生活館の指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の２年目又は３年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

**（エ）業務の基準を満たしていない場合の措置**

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ　その他

**（ア）個人情報の保護について**

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規定」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

**（イ）情報公開の実施について**

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年２月横浜市条例第２号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

**（ウ）事故への対応・損害賠償について**

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。

③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は１億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

**（エ）苦情・要望について**

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

**（オ）利用の継続**

業務の開始にあたっては、現に生活館を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

**（カ）事業の継続が困難となった場合の措置**

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の２第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

**（キ）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置**

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

**（ク）公租公課**

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

**（ケ）施設情報の定期的報告**

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

**（コ）災害等発生時の対応**

現段階では、横浜本市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

**（サ）廃棄物の対応**

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

**（シ）自動販売機等について**

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

**（ス）横浜市暴力団排除条例の遵守**

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

**（セ）横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施**

　　　横浜市では、平成22年４月１日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

　　　指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

　　　なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

**（ソ）財務状況の確認**

　　　安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に１回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

**（タ）ウェブサイトについて**

a 最低限掲載すべき情報

　　指定管理者が生活館のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとし

ます。

(a)　指定管理者名

(b) 生活館の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

　　　　 b　セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、す

べての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウ

ェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3の適合レベルAA」に準拠

したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

**（チ）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供**

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

**（ツ）その他市政への協力**

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

**（テ）その他**

その他、記載のない事項については、横浜市長と協議を行なうこととします。

**５　公募及び選定に関する事項**

（１）公募スケジュール

ア　公募のお知らせ　　　　　　　　　　令和２年３月19日（木）

イ　公募要項の配布　　　　　　　　　　令和２年３月19日（木）から４月30日（木）

ウ　現地見学会及び応募説明会　　　　　令和２年４月10日（金）

エ　公募要項に関する質問受付　　　　　令和２年４月10日（金）から４月17日（金）

オ　公募要項に関する質問回答　　　　　令和２年４月24日（金）頃（予定）

カ　応募書類の受付期間　　　　　　　　令和２年５月18日（月）から22日（金）

キ　審査・選定（面接審査実施）　　　　令和２年７月上旬～８月中旬

ク　選定結果の通知・公表　　　　　　　令和２年８月中旬

ケ　指定管理者の指定　　　　　　　　　令和２年12月下旬（予定）

コ　指定管理者との協定締結　　　　　　令和３年１月上旬締結（予定）

（２）公募手続きについて

ア　公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ　公募要項の配布

**（ア）配布期間**：令和２年３月19日（木）から令和２年４月30日（木）まで

　（土・日・祝日を除く午前８時45分から午後５時まで）

**（イ）配布場所**：健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当（横浜市中区尾上町２－６）

横浜市市民情報センター（横浜市中区港町１－１）

横浜市ホームページからもダウンロードができます。

ＵＲＬ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku->

katsuyou/kenko/list/kotobuki/seikatukan.html

ウ　現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

**（ア）開催日時**：令和２年４月10日（金）　14時から16時まで

**（イ）開催場所**：横浜市寿生活館

**（ウ）参加人数**：各団体３名以内とします。

**（エ）申込方法**：参加をご希望される団体は、３月30日（月）午後５時までに、ＦＡＸまたはE-mailで「横浜市寿生活館応募説明会申込書」（様式12）を健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当にお送りください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ　公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

**（ア）受付期間**：令和２年４月10日（金）午前９時から４月17日（金）午後５時まで

**（イ）受付方法**：FAXまたはE-Mailで「質問書」（様式13）を健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

オ　質問への回答

回答方法：令和２年４月24日(金)（予定）に、ウェブページで回答を公表します。

ＵＲＬ　：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku->

katsuyou/kenko/list/kotobuki/seikatukan.html

カ　応募書類の受付

**（ア）応募書類**：「５（４）応募手続きについて」を参照

**（イ）受付期間**：令和２年５月18日（月）午前９時から令和２年５月22日（金）午後５時まで

**（ウ）受付方法**：健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当まで、ご持参又は記録が残る送

付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

**（エ）提出先**：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地10　16階

　　　　　 健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当

（３）審査及び選定の手続きについて

ア　審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計３名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に、後日お知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、生活館の指定管理者として正式に指定されます。

イ　選定評価委員会（敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所　属　等 |
| 阪東　美智子 | 国立保健医療科学院　生活環境研究部 建築・施設管理研究領域　上席主任研究官 |
| 三浦　保之 | ＮＰＯ法人　市民の会寿アルク事務局長 |
| 丹羽　多佳子 | 不老町地域ケアプラザ 地域包括センター社会福祉士 |
| 江原　晶子 | 横浜市南部病院医療ソーシャルワーカー |
| 栁原　匠巳 | 公認会計士 |

　ウ　会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選

定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ　評価基準項目について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **審査の視点（例）** | **配点** |
| １　団体の状況 | |  |  |
|  | (1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等 | 団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か | 5 |
|  | (2) 応募理由 | 横浜市の施策や地域の特性や現状、施設の設置目的を十分に理解し、それを踏まえた運営や事業のあり方に妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。 | 10 |
|  | (3) 市内中小企業等であるか【必須評価基準項目】 | 市内中小企業等  ・市内中小企業  ・中小企業等協同組合法第３条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者  ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体  ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等である  こと。  *≪５%（満点の５％）の加点≫* | 5 |
|  | (4) 地域特性の理解・関心 | 生活館を利用する対象者の生活状況及び地域特性について理解しているか。 | 7 |
|  | (5) 寿地区内での活動実績等 | 生活館の利用対象者と同様な人を対象とした事業実績があるか。 | 7 |
| ２　職員配置・育成 | |  | 5 |
|  | (1) 職員の確保、配置及び育成 | 建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。  職員の資質向上のための研修が計画されているか。 | 5 |
| ３　施設の管理運営 | |  |  |
|  | (1) 施設設置目的の理解 | 設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が適切に示されているか。 | 7 |
|  | (2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応 | 事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 | 5 |
|  | (3) 建物及び設備の維持保全並びに管理 | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。 | 5 |
|  | (4) 修繕等への取組み | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。  *≪建築局による劣化調査や二次点検が行われる施設のみ≫*  *また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。* | 5 |
|  | (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応 | 利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。 | 5 |
|  | (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組み【必須評価基準項目】 | 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。  ヨコハマ３R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。  市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。 | 5 |
| ４　事業の企画・実施 | |  |  |
|  | (1) 事業計画、事業展開 | 対象者の生活状況及び寿地区の特性や現状を捉え、施設の設置目的に沿った運営や事業が提案されているかどうか | 5 |
|  | (2) 施設の利用促進 | 適切な高齢者事業・文化事業の実施に関する提案が示されているか。  利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組みとなっているか。 | 5 |
|  | (3) 施設の利用調整 | 施設利用に関して、利用者間のトラブルなく、調整を行なうと共に、常に良好な状態が維持できるような取組みについて示されているか。 | 5 |
|  | (4) 関係機関及び地域団体との連携 | 地元関係機関及び団体等と適切な連携を行なった良好な事業展開が期待できるか。 | 7 |
|  | (5) 運営費の効率性 | 経費削減の視点を持った管理運営が期待できるか。 | 5 |
| ５　収支計画及び指定管理料 | |  |  |
|  | (1) 収支計画の適正性 | 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 | 7 |
| ６　団体の実績（応募団体が現在の指定管理者のみの場合は評価しない） | | | |
|  | (1) 前期の管理運営の実績  （現在の指定管理者のみ） | 実績が良好であるか。  *≪５%（満点の－５～＋１０％以内）≫* | 5 |
| 合　計 | | | １１０ |

なお、審査の結果最高得点を獲得した団体であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定しません。次点候補者の選定及び応募団体が１団体のみであった場合にも同様とします。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ　選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/kotobuki/seikatukan.html

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/kotobuki/seikatukan.html

カ　指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和２年12月下旬予定）

キ　指定管理者との協定締結

「６　協定及び準備に関する事項」を参照

（４）応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本を１部、同様にした複本を１部、及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた８部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付してください。

また、用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、Ａ４サイズに統一してください。

ア　指定申請書（様式１）（横浜市寿生活館施行規則第５条　別記様式）

イ　事業計画書（様式２）

ウ　指定管理料提案書及び収支予算書（様式３）

エ　賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式４）

オ　団体の概要（様式５）

カ　役員等氏名一覧表（様式６）

　　※県警照会用エクセルファイルデータも提出してください。

キ　欠格事項に該当しない宣誓書（様式７）

ク　定款、規約その他これらに類する書類

ケ　法人にあっては、法人の登記事項証明書

コ　指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ　直近３か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

シ　税務署発行の納税証明書「その３の３」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）

ス　横浜市税の納税状況調査の同意書（様式８）

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

セ　法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式９）公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人

市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

ソ　労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の１回分）等

タ　健康保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の１回分）等

チ　厚生年金保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の１回分）等

※　各種保険加入の必要がないため、ソ、タ又はチのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

ツ　団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ　設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※　共同事業体に関する取扱い

応募にあたっては、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

エからテまでの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出するとともに、「オ　団体の概要（様式４）」の次に、次の２点の書類を添付してください。

オ－ａ　共同事業体の結成に関する申請書（様式５－２）

オ－ｂ　共同事業体連絡先一覧（様式５－３）

※　中小企業等協同事業組合に関する取扱い

応募にあたっては、担当組合員を決めてください。

エからテまでの書類については、担当組合員それぞれについて書類を提出するとともに、「オ

団体の概要（様式４）」の次に、次の書類を添付してください。

　オ－ｃ　事業協同組合等構成員表（様式５－４）

※　その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

（５）応募条件等について

ア　応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。（法人各は不要。ただし個人は除く）

対象者の更生及び福祉の増進に関する横浜市の施策の方針を理解し、対象者の生活状況及び寿生活館のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象者に対する生活の援護等事業を実施することができる団体であること

イ　欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

（ア）法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

（イ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

（ウ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

（エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取消を受けたものであること

（オ）地方自治法施行令第167条の４の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

（カ）選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

（キ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式６）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

（ク）２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ　共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の（ア）から（ク）までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

(ア)　契約締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約

書の写しの提出が可能であること

エ　中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の（ア）から（ク）までのいずれにも該当しないことが必要です。

オ　公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ　接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ　重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク　応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ　団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体、中小企業等協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）現地見学会・応募説明会への代理出席

（イ）事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

（ウ）選定評価委員会の面接審査への出席

コ　応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

①カ～ケの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合

②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ　応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ　応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス　応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式11）」を提出してください。

セ　費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ　提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

**６　協定及び準備に関する事項**

（１）協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（２）協定の主な内容

ア　管理運営業務の範囲及び内容

イ　法令の遵守

ウ　管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ　管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ　管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ　施設の維持保全及び管理に関する事項

キ　施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク　債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ　管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ　指定期間満了に関する事項

サ　指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ　協定内容の変更に関する事項

ス　その他必要な事項

（３）開業準備及び業務の引継ぎ

　　ア　開業準備

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・

調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

　　イ　業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていた

だきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継ぎ関連費用」として積算の上、

指定管理料とは別に提案してください。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後

に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、次の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限

額を100万円とします。

【引継ぎの期間】　約１か月（令和３年２月から令和３年３月まで）

【引継ぎの人数】　５人（寿生活館職員４人、事務職員１人）

【引継ぎ項目】

　　　　・施設及び設備の管理・維持に関する事項

　　　　・就労支援業務女性・児童対象施設、成人男性対象施設の運営業務

　　　　・高齢者事業・文化事業

　　　　・その他必要業務

（４）指定候補者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定管理期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、生活館に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

（５）指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア　当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ　地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ　地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ　当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ　申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ　指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第５編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ　指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

ク　指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ　不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ　指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ　当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ　その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（(ア)次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用(イ)組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

　　　なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中

に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。